

【質問】県内の救急医療体制について教えてください。
 (40代会社員)

県内の救急医療体制

【回答】救急医療体制は都道府県が策定する医療計画の柱の一つです。患者の症状と緊急性に応じた3段階の体制を整えています。

1次救急医療は比較的軽微な症状、外来で治療が行えるものです。夜間や休日の軽症者への対応は各地の医師会が担っています。
 2次救急医療は、入院や手術が必要な緊急性の高い患者が対象です。救急医療の経験豊富な医師がおり、24時間体制で患者を受け入



所)▽その他「自ら救急業務に協力する」ことを申し出た医療機関

緊急性に応じた3段階

コロナ禍で搬送依頼増加

れる医療機関が、県の認定、承認を受けてこれに当たります。搬送までの時間短縮や搬送困難例の未然防止のため▽地域内の輪番制で休日夜間の診療体制を組む病院群輪番制病院(39カ所)▽輪番制病院への患者集中が起きないようにするための救急医療協力病院(9カ

(10病院3診療所)が従事します。

3次救急医療は1次、2次の救急医療機関で対応できない重症・重篤症例を扱います。県内では救命救急センターを持つ長崎大学病院(長崎市)、長崎みなとメディカルセンター(同)、国立病院機構長崎医療センター

と題となっています。加えて昨年来の新型コロナウイルス感染症の大流行で、救急搬送の要請・依頼が増えています。

長崎市消防局がまとめた今年1月1日〜8月29日の集計では「医療機関への受け入れ照会4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」

(大村市)、佐世保市総合医療センター(佐世保市)が担っています。高齢化や疾病構造の変化に伴い年々、救急医療の需要は増えてきています。特に医療体制が手薄となる休日・夜間帯においては、その体制整備が大きな課

の事案は205件と前年の1.6倍に上っています。特に流行が大きかった5月から7月にかけて、その傾向が強く現れていました。しかし幸いにも、病院へ搬送することができずに死亡、重篤に至った患者はいませんでした。救急隊や救急医療機関の尽力と、県民の理解・協力のおかげです。

救急医療の向上を目指すためには医療機関、消防、行政の協力が大切です。県並びに県内7地域に「メディカルコントロール協議会」が設置され、救急医療が円滑に行われるよう努めています。県民の安心・安全を守るため、地域が一丸となり救急医療体制を維持しなければなりません。
 (県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。